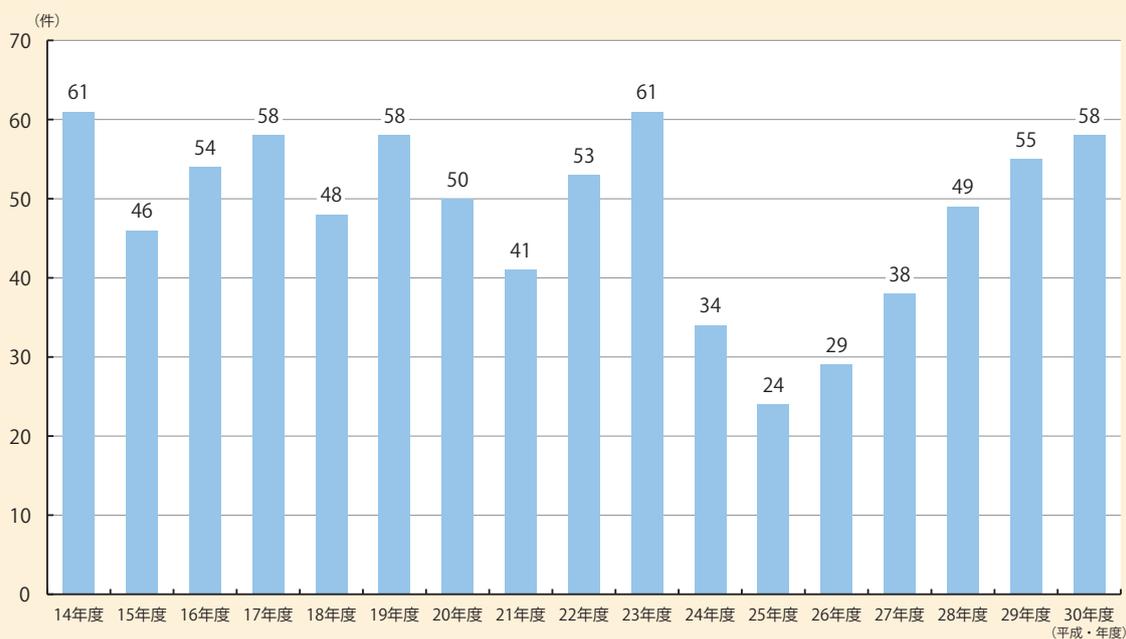


### 3▶ 地方公務員の公務災害の補償状況

過去10年間において、地方公務員の公務災害の受理件数については、脳・心臓疾患は24件から61件の間で推移しているものの、平成26（2014）年度以降は5年連続して増加している（第3-1図）。精神疾患等<sup>注1</sup>は年度によって増減があるものの、中期的には増加傾向にあり平成30（2018）年度は131件となっている（第3-2図）。認定件数については、脳・心臓疾患は平成27（2015）年度の32件の他は、9件から21件の間で推移している（第3-3図）。精神疾患等は平成28（2016）年度の50件の他は、13件から37件の間で推移している（第3-4図）。

第3-1図 地方公務員に係る脳・心臓疾患の受理件数の推移



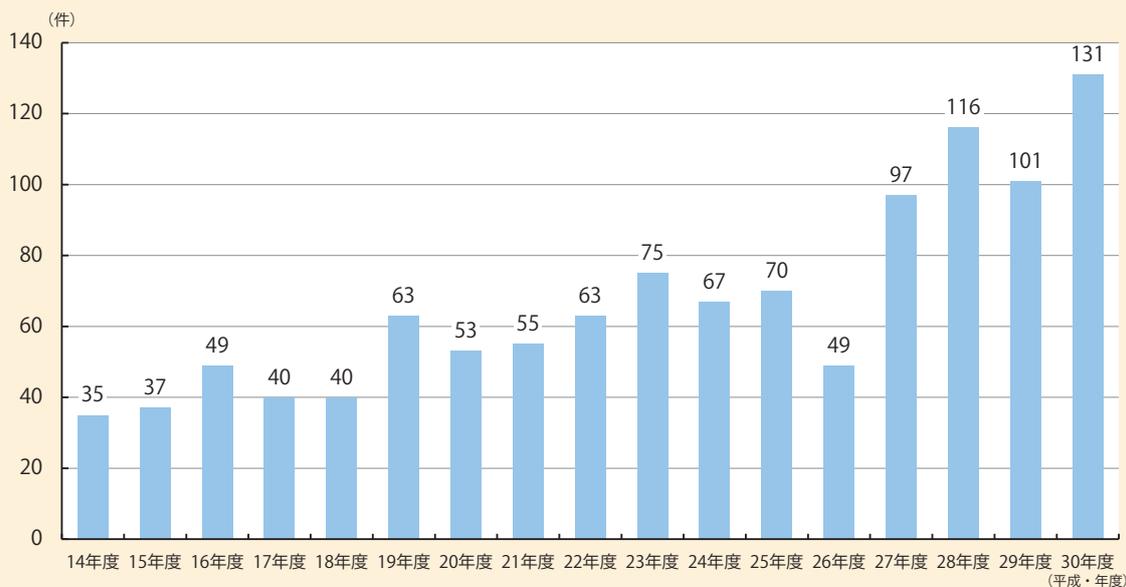
(資料出所) 地方公務員災害補償基金作成

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地方公務員災害補償法（以下「地公災法」という。）第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

注1) 精神疾患及び自殺をいう。

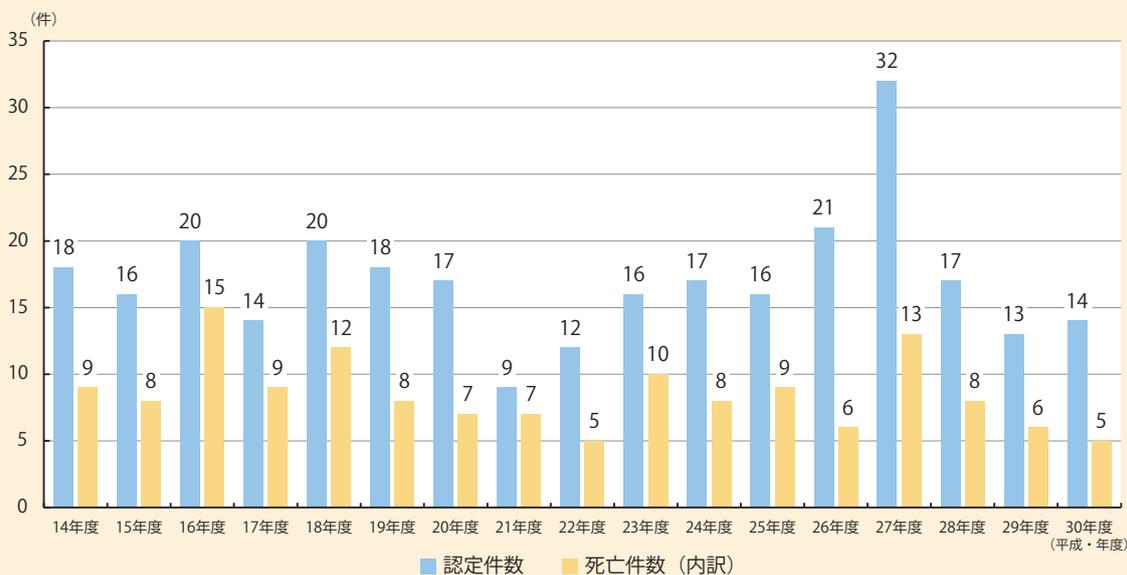
## 第3-2 図 地方公務員に係る精神疾患等の受案件数の推移



(資料出所) 地方公務員災害補償基金作成

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。  
2. 受案件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

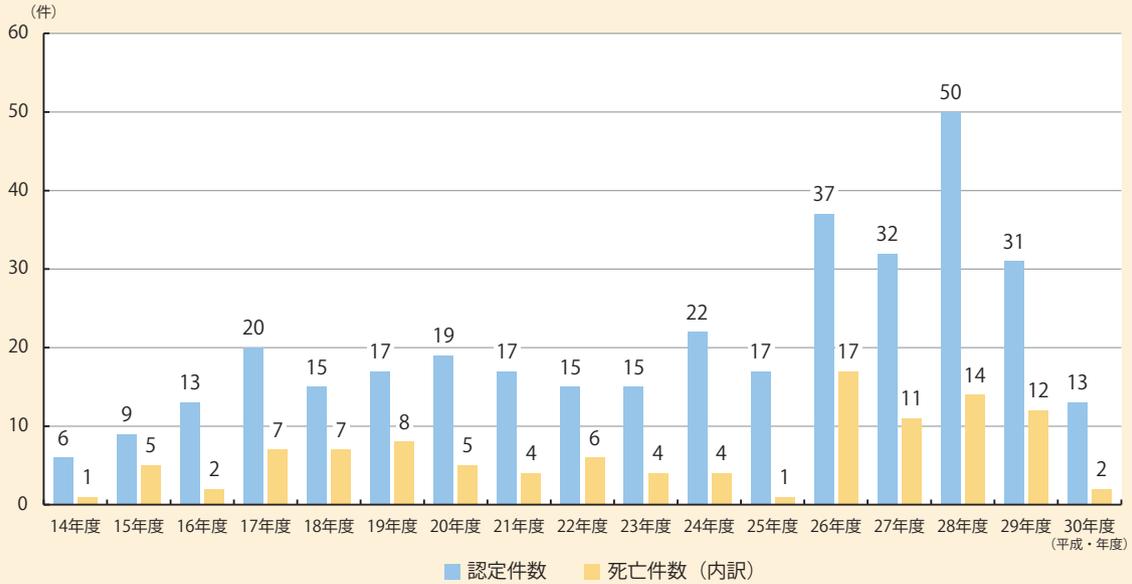
## 第3-3 図 地方公務員に係る脳・心臓疾患の公務上認定件数の推移



(資料出所) 地方公務員災害補償基金作成

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。  
2. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数で、当該年度以前に受理したものを含む。

第3-4図 地方公務員に係る精神疾患等の公務上認定件数の推移



(資料出所) 地方公務員災害補償基金作成

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
- 2. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数で、当該年度以前に受理したものを含む。

脳・心臓疾患の平成30年度の状況をみると、受理件数は58件（平成29年度55件）であり、認定件数は14件（同13件）となっている。職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は19件（同17件）、次いで義務教育学校職員は16件（同11件）などとなっており、認定件数について、義務教育学校職員は7件（同4件）、次いでその他の職員（一般職員等）は4件（同5件）などとなっている（第3-5表）。年齢別では、受理件数について、50歳代は29件（同19件）、次いで40歳代は14件（同21件）などとなっており、認定件数について、40歳代は6件（同7件）、次いで20歳代及び50歳代はそれぞれ3件（同1件及び同2件）などとなっている（第3-6表）。1か月平均の超過勤務時間数別認定件数をみると、100時間以上は12件（同2件）で、うち死亡は4件（同1件）、次いで80時間以上～100時間未満及びその他はそれぞれ1件（同8件及び同0件）で、うち死亡は0件及び1件（同3件及び同0件）となっている（第3-7表）。常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務職員別認定件数は、第3-8表のとおりである。

第3-5表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

(件)

年 度 職 種	平成 29 年度				平成 30 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	11	3	4	2	16	7	7	3
義務教育学校職員 以外の教育職員	10	1	2	1	6	2	2	1
警察職員	5	0	2	1	9	4	1	0
消防職員	10	2	0	0	5	0	0	0
電気・ガス・水道事業職員	1	1	0	0	2	1	0	0
運輸事業職員	0	0	0	0	1	1	0	0
清掃事業職員	1	1	0	0	0	0	0	0
船員	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の職員 (一般職員等)	17	5	5	2	19	6	4	1
合 計	55	13	13	6	58	21	14	5

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成30年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。  
 2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。  
 3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。  
 4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数(受理件数)を超える場合がある。

第3-6表 脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 度 年 齢	平成 29 年度				平成 30 年度			
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳	4	1	1	1	2	0	3	1
30 ～ 39 歳	6	2	1	1	10	3	2	0
40 ～ 49 歳	21	4	7	4	14	4	6	4
50 ～ 59 歳	19	5	2	0	29	14	3	0
60 歳 以 上	5	1	2	0	3	0	0	0
合 計	55	13	13	6	58	21	14	5

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成30年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。  
 2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。  
 3. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数(受理件数)を超える場合がある。

第3-7表 脳・心臓疾患の超過勤務時間数（1か月平均）別認定件数

(件)

区 分	年 度		年 度	
	平成 29 年度	うち死亡	平成 30 年度	うち死亡
20 時間未満	3	2	0	0
20 時間以上～40 時間未満	0	0	0	0
40 時間以上～60 時間未満	0	0	0	0
60 時間以上～80 時間未満	0	0	0	0
80 時間以上～100 時間未満	8	3	1	0
100 時間以上	2	1	12	4
その他	0	0	1	1
合 計	13	6	14	5

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成 30 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。  
 2. 上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。  
 3. 「その他」の件数は、宿日直勤務等、超過勤務ではないが拘束が長期間にわたるものや、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められたことにより、公務上の災害となると判断された事案等の件数である。

第3-8表 脳・心臓疾患の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務職員別認定件数

(件)

区 分	年 度		年 度	
	平成 29 年度	うち死亡	平成 30 年度	うち死亡
常 勤 職 員	13	6	13	5
常 勤 的 非 常 勤 職 員	0	0	1	0
再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	0	0	0	0
合 計	13	6	14	5

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成 30 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。  
 2. 「常勤的非常勤職員」は、地方公務員災害補償法施行令第 1 条第 2 号に定める職員である。  
 3. 「再任用短時間勤務職員」は、地方公務員災害補償法施行令第 1 条第 1 号に定める職員である。

また、精神疾患等の平成30年度の状況をみると、受理件数は131件（平成29年度101件）であり、認定件数は13件（同31件）となっている。職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）は72件（同48件）、次いで義務教育学校職員は27件（同22件）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）は10件（同16件）、次いで義務教育学校職員、義務教育学校職員以外の教育職員及び電気・ガス・水道事業職員はそれぞれ1件（同6件、同1件及び同0件）となっている（第3-9表）。年齢別では、受理件数について、40歳代は43件（同30件）、次いで50歳代は32件（同25件）などとなっており、認定件数について、20歳代は6件（同7件）、次いで40歳代は5件（同14件）などとなっている（第3-10表）。業務負荷の類型別の認定件数については、仕事の量（勤務時間の長さ）が4件（同8件）、次いで対人関係等の職場環境が3件（同7件）などとなっている（第3-11表）。1か月平均の超過勤務時間数別認定件数をみると、20時間未満は5件（同8件）、うち死亡は0件（同1件）、次いで120時間以上～140時間未満及びその他はそれぞれ2件（同1件及び同7件）で、うち死亡は0件（同0件）などとなっている（第3-12表）。常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務職員別認定件数は、第3-13表のとおりである。

第3-9表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

職 種	平成29年度		平成30年度		平成29年度		平成30年度	
	受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
義務教育学校職員	22	3	6	2	27	4	1	0
義務教育学校職員 以外の教育職員	17	5	1	0	15	3	1	0
警 察 職 員	6	2	5	3	6	0	0	0
消 防 職 員	7	1	3	0	7	0	0	0
電気・ガス・水道事業職員	0	0	0	0	3	1	1	0
運 輸 事 業 職 員	1	0	0	0	1	0	0	0
清 掃 事 業 職 員	0	0	0	0	0	0	0	0
船 員	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 ( 一 般 職 員 等 )	48	5	16	7	72	9	10	2
合 計	101	16	31	12	131	17	13	2

（資料出所）地方公務員災害補償基金「平成30年度過労死等の公務災害補償状況について」

（注）1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

第3-10表 精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 度 年 齢			平成 29 年度				平成 30 年度			
			受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
				うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19	歳	以 下	0	0	0	0	2	0	0	0
20	～	29 歳	23	3	7	3	25	2	6	1
30	～	39 歳	21	3	4	3	27	4	2	1
40	～	49 歳	30	5	14	2	43	5	5	0
50	～	59 歳	25	5	6	4	32	6	0	0
60	歳	以 上	2	0	0	0	2	0	0	0
合 計			101	16	31	12	131	17	13	2

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成 30 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。  
 2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。  
 3. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数(受理件数)を超える場合がある。

第3-11表 精神疾患等の業務負荷の類型別認定件数一覧

(件)

業務負荷の類型		平成 29 年度		平成 30 年度	
			うち死亡		うち死亡
1	異常な出来事への遭遇	9	0	2	0
2	仕 事 の 内 容	3	3	2	1
	仕 事 の 量 (勤務時間の長さ)	8	7	4	1
	勤 務 形 態	0	0	0	0
3	異 動	0	0	0	0
	昇 任	0	0	0	0
4	業務の執行体制	1	0	0	0
5	仕 事 の 失 敗	0	0	0	0
	不祥事の発生と対処	0	0	0	0
6	対人関係等の職場環境	7	2	3	0
7	住民等との公務上での関係	3	0	2	0
合 計		31	12	13	2

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成 30 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。  
 2. 「業務負荷の類型」は、「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について(平成24年3月16日付地基補第62号)の別表「業務負荷の分析表」による。  
 3. 分類は、各事案の主要な業務負荷により行った。  
 4. 「異常な出来事への遭遇」は、業務に関連して、異常な出来事(通常起こり得る事態として想定できるものを著しく超えた突発的な出来事で驚愕、恐怖、混乱等強度の精神的負荷を起こす可能性のあるもの)に遭遇したものの件数である。

第3-12表 精神疾患等の超過勤務時間数（1か月平均）別認定件数

(件)

区 分	年 度	平成 29 年度		平成 30 年度	
			うち死亡		うち死亡
20 時間未満		8	1	5	0
20 時間以上～40 時間未満		6	2	0	0
40 時間以上～60 時間未満		3	3	1	0
60 時間以上～80 時間未満		0	0	1	0
80 時間以上～100 時間未満		2	2	1	1
100 時間以上～120 時間未満		3	3	1	1
120 時間以上～140 時間未満		1	0	2	0
140 時間以上		1	1	0	0
その他		7	0	2	0
合 計		31	12	13	2

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成 30 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。  
 2. 上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。  
 3. 「その他」の件数は、宿日直勤務等、超過勤務ではないが拘束が長期間にわたるものや、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められたことにより、公務上の災害となると判断された事案等の件数である。

第3-13表 精神疾患等の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務職員別認定件数

(件)

区 分	年 度	平成 29 年度		平成 30 年度	
			うち死亡		うち死亡
常 勤 職 員		31	12	12	2
常 勤 的 非 常 勤 職 員		0	0	1	0
再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		0	0	0	0
合 計		31	12	13	2

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「平成 30 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。  
 2. 「常勤的非常勤職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第2号に定める職員である。  
 3. 「再任用短時間勤務職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第1号に定める職員である。